

○大府市少年少女発明クラブ運営要綱

(名称)

第1条 このクラブは、大府市少年少女発明クラブ（以下「クラブ」という。）と称する。

(設置)

第2条 クラブは、大府市子どもステーション（以下「ステーション」という。）に設置する。

(事務局及び活動場所)

第3条 クラブの事務局は、ステーション内に置く。

2 クラブの主たる常設活動場所は、ステーションとする。

(事業年度)

第4条 クラブの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(目的)

第5条 クラブは、少年少女に対して科学的な興味、関心を追求できる場を提供し、家庭や学校環境の制約を離れて、異年齢の集団の中で工作活動を通じ完成する喜びを体得し、科学的発想に基づく生活態度を育成するとともに、創造性豊かな人間形成を図ることを目的とする。

(活動)

第6条 クラブは、前条の目的達成のため次の活動を行う。

- (1) 少年少女が本来持っている創造性をできるだけ発揮させるよう、楽しみながら自由に各種の製作や加工を行う。
- (2) その他クラブの目的達成に必要な活動を行う。

(運営)

第7条 クラブの運営は大府市少年少女発明クラブ企画運営委員会が行う。

(クラブ員)

第8条 クラブ員は、市内在住の小学生、中学生その他の者とする。

- 2 クラブ員の定員は、おおむね30名を単位として構成する。
- 3 応募人員が定員を超過したときは、抽選等公認される方法によって決定する。
- 4 クラブの健全な活動を阻害すると認められるクラブ員は、委員会に諮り、参加を断ることができる。やむを得ない事情が発生した場合も同様とする。

(準クラブ員)

第9条 クラブの出身者及び関係者は、クラブ員に準じて、クラブの活動に参加又は協力できるように配慮するものとする。

(活動成果)

第10条 クラブは、適宜、活動成果を発表する機会を設けるよう考慮するものとする。

- 2 クラブの展示行事その他関連団体の行事において、活動成果を発表するよう奨励するものとする。

(顕彰)

第11条 クラブの活動において、他の模範となる優秀な成果を収めたクラブ員に対しては、クラブにおいて顕彰を行うとともに、所属学校長に連絡するものとする。

(安全)

第12条 クラブ員のクラブ活動時間内の安全及び災害に関しては、クラブ員自身が規律を守り、指導員等の指示を遵守し、自己の責任において無事故を図るものとする。

2 事務局及び指導員は、常にクラブ活動時間内の安全及び災害を監視し、必要な危険予防の措置を講じなければならない。

(施設及び備品の使用)

第13条 クラブは、クラブの運営を行うために必要な範囲において、市長の認めるところにより、市の施設及び備品を善良な管理のもとに使用することができる。

(委任)

第14条 この要綱の施行に関し必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この要項は、平成3年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。